

公 示

日立港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（平成18年鹿揭示第2号）を下記のとおり改正し、平成30年3月28日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

平成30年3月28日

鹿島税関支署長 佐藤 良之

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
1号埠頭D岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
2号埠頭B岸壁	
3号埠頭B岸壁	
4号埠頭C. D. E. F岸壁	
5号埠頭A. B. C. D岸壁	
東京ガス日立LNGバース	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス日立LNGバースに設置されたバース警備室を経由すること。 [積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物、船用品及び託送品に限る。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。